2　生産及び流通の計画についての訓練を実施し、かつ、参加国が一層効果的な訓練及び流通の計画を開発することを援助すること。

3　参加国における普及事業の利用に供するため、改善された生産及び流通に関する基礎的情報を開発し、及び提供すること。

4　国際的な公共上の財を作り出すこと。

八　第三条第二項を次のように改める。

第二項　センターは、また、その構成国及び他の国がそ菜の生産を増進することを次の方法及び手段によって援助することができる。

1　構成国及び他の開発途上国における試作のための資材を無償で提供すること。

2　構成国及び他の開発途上国が試作の過程において遭遇した問題を調査し、及び研究すること。

3　必要な場合には、他の必要な援助を提供すること。

九　第四条第一項を次のように改める。

第一項　センターは、第二条に規定する各構成員の代表者から成る理事会の指示を受ける。所長は、当然に理事の職務を行う。さらに、理事会は、センターの政策及び計画の決定に資すると考える最大限八人の追加の理事を選任することができる。追加の理事は、その任期を三年とし、更に一の任期につき理事会によって再任されることができる。理事は、委員会によって全会一致の投票によって承認される場合にのみ、三回目の任期に在任することができる。

一〇　第四条第三項中「所在地」を「本部」に改める。

一一　第四条第四項を次のように改める。

第四項　理事会は、出席する理事の中から選出される議長一人及び副議長一人を有する。議長及び副議長の任期は、二年とする。

一二　第四条第七項3を次のように改める。

3　センターの進捗（ちょく）状況の報告を審査し、及び評価すること並びにセンターのために戦略的な指示を与えること。

一三　第四条第七項5を次のように改める。

5　執行委員会の構成員及び所長を任命し、並びに次長を任命することを承認すること。

一四　第四条第八項を削る。

一五　第五条を次のように改める。

第五条　執行委員会

第一項　執行委員会は、理事会によって任命される五人の投票権を有する構成員及び所長から構成される。執行委員会の委員長は理事会の副議長が務めるものとし、執行委員会の他の構成員は理事会の議長並びに計画委員会、監査委員会及び指名委員会の委員長が務めるものとする。

第二項　執行委員会は、所長が理事会の定める政策及び決定を実施するに当たり、所長に戦略的及び技術的指針を提供すること並びに理事会によって委任される権限を行使し、及びそのように委任される義務を履行することによって所長を援助する義務を有する。

第三項　執行委員会は、センターの運営上の技術面を審査するため年二回会合する。特別会議は、議長の招集又は執行委員会の構成員の過半数の要請により、開催する。執行委員会は、必要がある場合には、理事会の会合と会合との間に理事会に代わって行動する。

一六　第六条第一項中「少なくとも二年の任期で」を「最初の任期を四年として」に改める。

一七　第六条第四項を次のように改める。

第四項　所長が、辞任、任期満了、心身の故障その他能力の不足により任務を行うことができない場合には、所長が任命されるまで所長に代わってその任務を行うため、理事会により、在職している次長のうち一人が選出され、及び承認される。

一八　第七条第三項を次のように改める。

第三項　次長のうち一人は、所長が、辞任、任期満了、心身の故障その他能力の不足により任務を行うことができない場合には、所長に代わって行動するように理事会によって命じられる。

一九　第八条第一項を次のように改める。

第一項　次長を除くすべての職員は、所長の決定によりセンターが雇用する。

二〇　第八条第二項を次のように改める。

第二項　センターは、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用するよう努める。

二一　第十条第六項中「センターの名称を表示する円形の」を削る。

○外務省告示第五百五十八号

平成二十一年十一月二十四日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　パキスタンの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　三十億円

3　署名者

日　本　側　渥美千尋在パキスタン大使

パキスタン側　ハリーム・ファザル・シブテン経済・統計省経済担当次官

平成二十一年十二月十日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百五十九号

平成二十一年十一月二十日にカラカスで、国立青少年交響楽団基金楽器及び視聴覚機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベネズエラ・ボリバル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国立青少年交響楽団基金楽器及び視聴覚機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六千二百五十万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　下荒地修二在ベネズエラ大使

ベネズエラ側　テミール・ポーラス・ポンセレオン外務省官房長

平成二十一年十二月十日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百六十号

平成二十一年十一月二十五日にプノンペンで、カンボジア王国政府における「地雷除去活動強化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カンボジア王国における「地雷除去活動強化計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与

2　贈与額　十億九千八百万円

3　署名者

日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十一年十二月十日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百六十一号

平成二十一年十一月二十四日にスバで、南太平洋大学情報通信技術センター整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー諸島共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　南太平洋大学情報通信技術センター整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億五千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　吉澤裕在フィジー大使

フィジー側　ラトゥ・エペリ・ナイラティカウ外務・国際協力・民間航空大臣

平成二十一年十二月十日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百六十二号

平成二十一年十一月二十六日にアビジャンで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　岡村善文在コートジボワール大使

コートジボワール側　ユスフ・バカヨコ外務大臣

平成二十一年十二月十日

外務大臣　岡田　克也

○社会保険庁告示第二十四号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定により社会保険庁長官が指定した地域のうち次の地域についての指定を平成二十一年十二月九日限り取り消したので告示する。

平成二十一年十二月十日

社会保険庁長官　渡邉　芳樹

京都府福知山市の区域